

令和7年第3回農業委員会総会議事録

令和7年3月17日（月）第3回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員15人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
	2番	赤井勝利		3番	小田正廣
				4番	西村勉
	5番	奥津賢司		6番	平利一
				7番	奥津忠和
	8番	倉脇敏弥		9番	井藤孝久
				10番	宮本武博
11番		藤川雅		13番	山田條一
14番		森立夫		16番	信谷昌吾

推進委員10人

	1番	谷岡貴寿		2番	兒玉公治		3番	泉登
				4番	溝尾美恵子		5番	三輪金樹
				6番	妹尾良和		7番	後藤保夫
				8番	大原砂利		9番	逸見則夫
	10番	妹尾元弘						

欠席委員 3人

	12番	小川広文		15番	安達利延		17番	藤本彰
--	-----	------	--	-----	------	--	-----	-----

議事	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第10号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第12号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第13号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による許可申請について
	議案第14号	現況証明にかかる現況認定について
	報告事項	完了届について 利用権設定中途解約について
	協議事項	
	その他	

事務局職員（書記）	事務局長	滝口 良樹
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第3回総会を開催いたします。本日の出席は25名です。欠席は、12番小川委員、15番安達委員、17番藤本委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、おはようございます。本日、4条墓地申請がでておりますが、面積19㎡となっております。20㎡までは許可がでるのですが19㎡ではどのような地形なのか考えておりましたが、小数点以下があるようです。改めて今まで思い込みをしていたのだと感じました。皆様もそのような思い込みはないでしょうか。それでは本日の議題は沢山ありますので、スムーズな進行にご協力をお願い致します。
福田主査	それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、8番倉脇委員、9番井藤委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。現地確認を5件とも3月4日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は哲西町大野部、現況地目は田3筆、畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物はりんどう、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、申請地は、譲受人が借りて耕作している農地で、この度この農地を贈与により取得

	<p>して耕作を行うことにしたものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。</p>
<p>奥津(賢)委員</p>	<p>5番奥津です。確認日は3月7日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で行いました。場所は、県道井倉哲西線を●●へ向けて進むと●●、●●、●●へ向けての三叉路があります。そこから500m行った左手にまとまって点在しております。既に譲受人が借り受けて、りんどうを作付けし活用されているところを贈与のかたちとなりました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、2番でございます。場所は哲西町大竹、現況地目は田7筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え</p>

	<p>られますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。</p>
奥津(賢)委員	<p>5番奥津です。確認日は3月7日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で行いました。場所は、国道182号線を●●方面に行くと県境があります。そこから1キロ手前に●●●●がありその前の一帯にあります。既に譲受人が耕作している農地です。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、3番でございます。場所は哲西町上神代、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は一人暮らしで会社勤めのため農作業ができず、後継者もないことから、申請地近くに居住する譲受人が耕作を考えていたため売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。
奥津(忠)委員	7番奥津です。確認日は3月7日、奥津委員、妹尾推進委員、私で行いました。場所は、●●●●から国道を●●方面へ500m行ったところの●●へあがる道を進み線路の右手にありました。以上です。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、4番でございます。場所は哲多町成松、現況地目は田4筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。
井藤委員	9番井藤です。安達委員が欠席のため私で報告させていただきます。3月10日、小川委員、安達委員、逸見推進委員、私の4名で現地確認しました。場所は、●●●●●から●●方面へ300m行った所に2筆あり、そこから●●方面に50m行った所に2筆ありました。譲受人の方

<p>会 長</p>	<p>が現在耕作されております。問題ないと思います。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、5番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、譲渡人の土地所有持分18分の2を、申請地を耕作している譲受人現持分18分の16に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>信谷委員</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。</p> <p>16番信谷です。確認日3月7日、仲田会長、大原推進委員と行いました。場所は、●●●●●から国道182号を新見よりに500m進んだ道路側にあります。以前から耕作されており問題ないと思います。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。現地確認を3月4日に行っております。

それでは、1番でございます。場所は、草間、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は墓地と参拝用地で、転用理由は、現在の墓地は自宅の裏の山中にあり、不便なため、自宅から近く墓参りしやすい場所に新設したいものです。工事期間は許可日から令和7年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員

神山委員

1番神山です。3月15日に、藤川委員と現地確認しております。場所は、●●●●●から西に200m先のところにあります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

<p>真治主任</p>	<p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>次に第5条の申請につきまして、3件申請がございました。現地確認を1番は3月5日に行っており、2番、3番は3月4日に行っております。</p> <p>それでは、1番でございます。場所は下熊谷、現況地目は田2筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、工事のための資材置場として、使用したいため。です。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。利用期間は許可日から令和8年3月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。</p>
<p>赤井委員</p>	<p>2番赤井です。現地確認を3月8日、平委員、谷岡推進委員、私の3名で行いました。場所は、県道勝山線の下熊谷地内●●●●●より手前200m道下にあります。縦貫道工事のための資材置場として使用するので問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第11号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>次に2番でございます。場所は正田、現況地目は田2筆で、転用目的</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に2番でございます。場所は正田、現況地目は田2筆で、転用目的</p>

は分譲住宅用地、公衆用道路です。転用理由ですが、申請地を造成して、分譲住宅及び道路として利用するため。です。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和7年4月1日から令和7年6月30日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。なお、この転用につきまして、申請地の隣地の農地所有者等5名中、2名から承諾を得られていない旨が申請者からあり、代わりに経過報告書が提出されていますことを申し添えてさせていただきます。資金計画ですが、土地取得費、造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員 4番西村です。確認日3月7日、森委員、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、正田区内国道180号線沿いに●●●●があります。その前反対側の土地です。1月の総会時の議案3号2番に出されました申請に続くものです。その奥側に農地があり既存の通路を拡張し分譲住宅にする申請です。問題ないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。1番。

神山委員 1番神山です。近隣で承諾していないところがあるということですが、理由は分かりますか。

真治主任 経過報告書を読ませていただきます。申請人が今回申請しました新見市正田●●●番ならびに●●●番●の土地につきまして、被害防除計画書の同意欄に一部隣地所有者の同意が得られていない件の経緯は、以下の通りです。譲受人と譲渡人は、昨年本件申請地を分譲住宅用地として利用するため売買することに合意しました。昨年12月、本件申請地の進入路を拡張し位置指定道路を設置するために隣接地●●●番●の土地を購入し、農地法第5条の許可を得て申請人が所有権を取得しました。引き続きまして、今回の申請の農地を宅地及び位置指定道路として造成するために農地法第5条を申請する運びとなりました。その上で、申請人が隣接地●●●番●の所有者と●●●番●の所有者に、被害防除計画書の同意欄に記載をお願いにあがりましたが、●●●番●の所有者につきましては息子さんの都合により、また●●●番●の所有者におかれま

しては、隣地にどのような家が建つのか分からないので印はできかねるとのことでした。以上の経緯により、被害防除計画書の同意欄に隣接地所有者の同意印が得られておりません。しかし●●●番●の隣接地所有者につきましては、3月5日に息子さんが帰えられるので訪問するようにとの連絡をいただいております、また●●●番●の所有者におかれましては本件分譲地造成のために進入路用地の土地を譲渡していただいておりますので、今後も工事等を進めるにあたって協力し進めていく予定です。今回の申請につきましては、隣接農地の耕作の日程などもあり、工事を遅らせると大きな迷惑をかけることとなります。また工事の進捗及び分譲地の販売につきましても十分に隣接地に配慮し、事業を進めてまいりますことを誓約いたしますので、何卒宜しくご配慮を頂きますようお願い致します。と提出されております。この経過報告書に引続き、後日提出された経過報告書を読ませていただきます。被害防除計画書の同意欄に印鑑がいただけていない件について。3月5日申請人事務所にて隣接地●●●番●所有者の方と面談しました。隣地所有者より、分譲地の一部を売ってほしいとの要望がありました。申請人は、分譲地の一部の売買は造成工事完了後であれば可能です、と回答し、その範囲金額等については、次回の会合までに大まかな案を煮詰めるということで双方合意しました。隣接地●●●番●の所有者から購入した●●●番●につきましては、3月12日より造成工事に着手しており、3月末を目途に完了の予定です。印鑑の件につきましては、残念ながらその後の進展はありません。以上の2件につきましては、隣接所有者におかれましては、申請地の転用と造成については、反対するものではないが、積極的に賛同する立場にはない、という意味で被害防除計画書の同意欄に署名捺印はされないと理解しております。申請人といたしましては、今後とも隣接地所有者の皆様との協力、理解を得られるよう配慮して事業を進めたいと考えております。申請人は、今回の分譲住宅計画もこれまでと同様、新見の若い労働者に優良廉価な宅地を供給し、地域の人口構成の老齢化を緩和し、正田地区の活性化に大いに貢献するものと考えております。何卒宜しくご配慮いただけますようお願い致します。以上です。

会 長

回答がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

神山委員

農業委員会の規定としてどうなるのか。はっきりとした決まりはどのようになっていますか。

真治主任

農業委員会として、隣地承諾が必ず得られていないといけないというような規定はありません。以前にもこのようなことがあったかと思えます。その時にも、総合的に皆様で判断していただいたかたちをとって

	<p>ただいております。譲受人から誓約書の方をいただいております、転用事業を行うにあたり隣地及び周辺に被害を及ぼしません。万一被害が発生した場合は、誠意をもって対応をいたします。と、いただいております。</p>
会 長	<p>農地法では隣地承諾は必要とされてないですが、新見市の農業委員会としては後々問題が起こるといけないので隣地承諾書を添付していただいております。</p>
神山委員	<p>担当地区委員がおられるので、近隣に特に近い状況を分かっておられる委員さんだと思うので、一番の優先は担当地区委員さんがどのように判断されるかを重視して判断するのがベストだと思います。法的に決まったことが無いのであれば、今からの総会で、今聞いた情報でそれぞれの委員さんが判断すれば良いのではないかと思います。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。14番。</p>
森委員	<p>14番森です。西村委員、三輪推進委員と現地確認に行つて話をしたのですが、承諾書の印鑑をいただけないのはダメなのではないかと話しました。ただ担当委員の西村さんが事務局へ法的にも問題は無いのかと確認され、申請が出されているので、後の問題について譲受人が補償されるのなら何も言う立場ではないのではないですか。と、農業委員会が許可認めなかったら、法的に力があればよいですがないのならば譲受人から訴えられた時にどのような回答をすればよいか、どのように判断すればよいかを担当委員に課せられるのは如何なものかと考えます。</p>
神山委員	<p>責任をとるのは農業委員会で、地区担当委員さんは地区との繋がりがあるので、例えば押印されない方がどのような感情で思われているのか等を、担当地区委員さんの方がよく分かるのではないかと思います、担当地区委員さんがどのように判断されるのが重要なのではないかと思います発言しました。担当地区委員さんが分かる範囲で情報を公開していただき、その上で委員皆さんの賛否を得るかたちでよいのではないかという意味で発言させていただいたもので、担当地区委員さんに全て責任を持たすということは、一切ありませんので、誤解させてしまい申し訳ありません。</p>
会 長	<p>ここで、休憩を5分間とります。</p> <p style="text-align: center;">～ 休憩 ～</p>

時間になりましたので再開します。色々ご意見がありましたが、議案第11号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、3番について事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に3番でございます。場所は上市、現況地目は田2筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、木の伐採作業及び搬出に伴い、作業道及び原木置場としたいため。です。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。利用期間は許可日から2年間です。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。

平委員

6番平です。確認日3月8日、赤井委員、泉推進委員の3名で行いました。場所は、国道180号を●●方面に分岐点から200m行った先を右側へ●●部落へ入ります。●●部落へ入って市道の左側へありました。問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第11号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお4条5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	<p>議事について説明させてください。今回、議案第12号につきましては今までどおり相對の権利設定、中間管理機構を介した始まりが4月1日までの土地貸し借りとなっております。12号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による審議につきましては、今回の総会が最後となります。議案第13号につきましては、前回総会で説明させていただきました制度の改正に伴い、今後農地法第3条を除いて全ての農地の貸し借りが農地中間管理機構を経由するものとなります。本日は、契約の始まりが5月1日以降のものが対象となっております。4月の総会からは、この農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による許可申請についてご審議をいただくものとなります。尚、今後は制度が変わりまして再設定をしたものも全ての契約区分が新規になりますが、備考欄の一番下に再設定と4月の総会資料からは記載させていただきます。以上です。それでは今回、新規の貸付けが61件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 番菅生、田5筆3年使用貸借、農地中間管理事業。 2 番菅生、田2筆3年使用貸借、農地中間管理事業。 3 番菅生、田1筆3年使用貸借、農地中間管理事業。 4 番上熊谷、畑3筆5年使用貸借。 5 番千屋実、田2筆10年9か月使用貸借、農地中間管理事業。 6 番千屋実、田1筆10年使用貸借。 7 番千屋実、田2筆10年使用貸借。 8 番千屋実、田2筆3年使用貸借。 9 番千屋、田2筆5年使用貸借。 10 番千屋実、田3筆3年使用貸借。 11 番千屋、田2筆5年使用貸借。 12 番馬塚、田3筆5年使用貸借。 13 番馬塚、田2筆5年使用貸借。 14 番馬塚、田1筆5年使用貸借。 15 番豊永宇山、畑1筆20年貸貸借、農地中間管理事業。 16 番豊永宇山、畑2筆20年貸貸借、農地中間管理事業。 17 番豊永宇山、畑2筆20年貸貸借、農地中間管理事業。 18 番豊永佐伏、畑1筆5年貸貸借。

- 1 9 番足見、畑 2 筆 2 0 年 9 か月賃貸借、農地中間管理事業。
- 2 0 番足見、畑 1 筆 2 0 年 9 か月賃貸借、農地中間管理事業。
- 2 1 番足見、畑 2 筆 2 0 年 9 か月賃貸借、農地中間管理事業。
- 2 2 番足見、畑 2 筆 2 0 年 9 か月賃貸借、農地中間管理事業。
- 2 3 番足見、田 1 筆 2 0 年 9 か月賃貸借、農地中間管理事業。
- 2 4 番大佐小阪部、田 1 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 2 5 番大佐小阪部、田 2 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 2 6 番大佐小阪部、田 2 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 2 7 番大佐小阪部、田 1 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 2 8 番大佐小阪部、田 1 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 2 9 番大佐小阪部、田 2 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 0 番大佐小阪部、田 1 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 1 番大佐小阪部、田 1 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 2 番大佐小阪部、田 1 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 3 番大佐小阪部、田 1 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 4 番大佐小阪部、田 3 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 5 番大佐小阪部、田 3 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 6 番大佐小阪部、田 2 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 7 番大佐小阪部、田 3 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 8 番大佐小阪部、田 2 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 3 9 番大佐小阪部、田 2 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 4 0 番大佐小阪部、田 1 筆 3 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 4 1 番大佐小阪部、田 1 筆 5 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 4 2 番大佐小阪部、田 3 筆 5 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 4 3 番大佐小阪部、田 4 筆 9 年使用貸借。
- 4 4 番大佐大井野、田 7 筆 5 年使用貸借。
- 4 5 番大佐田治部、田 1 筆 1 年使用貸借。
- 4 6 番神郷下神代、田 5 筆 5 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 4 7 番神郷高瀬、田 3 筆 5 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 4 8 番神郷高瀬、田 2 筆 5 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 4 9 番神郷釜村、田 3 筆 5 年使用貸借、農地中間管理事業。
- 5 0 播哲多町矢戸、田 2 筆 5 年賃貸借。
- 5 1 番哲多町成松、田 5 筆 5 年使用貸借。
- 5 2 番哲多町田淵、田 3 筆 6 年使用貸借。
- 5 3 番哲多町老栄、田 1 5 筆 5 年使用貸借。
- 5 4 番哲西町八鳥、田 4 筆 5 年賃貸借。
- 5 5 番大佐田治部、田 3 筆 3 年使用貸借。
- 5 6 番大佐田治部、田 2 筆 3 年使用貸借。
- 5 7 番大佐田治部、田 1 筆 3 年使用貸借。

	<p>58番大佐田治部、田1筆3年使用貸借。 59番大佐田治部、田3筆3年使用貸借。 60番大佐田治部、田1筆3年使用貸借。 61番大佐田治部、田3筆3年使用貸借。 尚、55番から61番の大佐田治部地内につきましては順番が前後しておりますが、よろしく願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を1番より順次、求めます。</p>
谷岡委員	<p>推進委員1番谷岡です。1番から4番までまとめて報告させていただきます。確認日は3月8日、赤井委員、泉推進委員と3人で行いました。1番から3番ですが、●●●の信号を●●方面に4キロ入ったところで県道と河川の間に1番から3番の田が隣接してありました。耕作者との貸借期間が終了していたので新規としての申請となったと聞いております。4番ですが、上熊谷地内●●●より新見側から400mのところから●●方面へ入る市道を400m入ったところにありました。借受人はワイン用ブドウを植えると話しておりました。以上です。</p>
兒玉委員	<p>推進委員2番兒玉です。5番から11番まとめて報告いたします。確認日3月9日、小田委員、泉推進委員、私の3名で行いました。5番の場所は、千屋地内●●●●から北へ300m先にありました。6番7番、●●●●停留所の川向うにあります。問題ないと思います。8番、●●●から500m行ったところにありました。9番、●●地内のスーパー林道を●●方面に1キロ行った左手にありました。10番、●●●●の下にありました。11番、千屋地内●●●●から国道180号線を●●方面に100m行ったところの左側にありました。問題ないと思います。</p>
泉委員	<p>推進委員3番泉です。12番13番14番を説明します。確認日3月8日、平委員と現地確認しました。14番、国道180号線を進むと●●●の乗り場がありますその先に●●●●があります。乗り場のところに橋がありますそこを渡り200m行ったところの市道右下にあります。13番は、14番から200m先の道下にあります。12番は、13番から200m先の右下にありました。問題ないと思います。</p>
妹尾(良)委員	<p>推進委員6番妹尾です。3月15日に、藤川委員、神山委員と3名で現地確認しました。場所は、●●●●から3キロ先●●地区があります。15番から17番のピオーネ畑があり問題ありません。18番は、●●●●●●●●から東へ3キロ先にあります。個人への貸付で問題ありません。</p>

	<p>問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
滝口局長	<p>再設定が55件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
地区委員	<p>「ありません。」</p>
会長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第13号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
滝口局長	<p>今回、新規の貸付が3件でております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を充たすと考えます。1番豊永宇山、畑1筆10年貸借、農地中間管理事業。2番神郷下神代、田3筆5年使用貸借、農地中間管理事業。3番哲西町大野部、田1筆5年11か月使用貸借、農地中間管理事業、以上です。</p>

会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を1番より順次、求めます。
妹尾(良)委員	推進委員6番妹尾です。3月15日、藤川委員、神山委員と現地確認しました。場所は、●●●●から3キロ行ったところに●●集落がありますが、その中にありました。問題ないと思います。
大原委員	推進委員8番大原です。3月7日に現地確認しました。場所は、先程説明しました議案12号46番と同じ場所周辺です。問題ないと思います。
妹尾(元)委員	推進委員10番妹尾です。現地確認は3月7日、両奥津委員と私の3名で行いました。場所は、●●●●●より県道大野部東城線に入り400m行ったところの道路沿いにありました。問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして議案第14号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回3件申請がございました。現地確認を3件とも3月5日に行っています。</p> <p>それでは1番でございます。場所は上熊谷、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人の高齢化、労働力の不足のため、平成7年頃から耕作しておらず、現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に2番でございます。場所は千屋実、台帳地目は田9筆、畑3筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和40年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。</p>

	<p>次に3番でございます。場所は、大佐大井野、台帳地目は畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人の兄が耕作していたが、亡くなったため、耕作する人がおらず、申請人も現在の状態からの耕作は困難であるため申請するもので、平成14年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件につきまして関係地区委員の説明を1番から順次求めます。</p>
赤井委員	<p>2番赤井です。確認日は3月8日、場所は、●●●の裏側です。原野でした。</p>
小田委員	<p>3番小田です。確認を3月9日、兒玉推進委員、泉推進委員としております。場所は、新見●●線を入り500m進むと旧道に入ります。旧道に入り200m先です。植林されておりましたが、近いうちに全伐されると思います。</p>
宮本委員	<p>10番宮本です。3月9日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、旧連絡道があったところで現状は原野になっております。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第14号について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定といたします。続きまして報告事項に入ります。完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
滝口局長	<p>完了届が4件でしております。1番哲多町矢戸地内、農地法施行規則第29条農道の新設、2番大佐布瀬地内、農地法第5条貯木場、3番大佐布瀬地内、農地法第5条貯木場、4番大佐布瀬地内、農地法第5条貯木場です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番か</p>

	ら順次お願いします。
井藤委員	9番井藤です。3月10日に現地確認しました。できておりました。
山田委員	13番山田です。確認日は3月9日にしました。2番3番4番ともに元通りになっておりました。
会 長	続いて利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	<p>利用権設定中途解約合意書が16件でております。</p> <p>1番馬塚地内、高齢により農作業に従事できないためです。</p> <p>2番豊永宇山地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>3番豊永宇山地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>4番豊永宇山地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>5番豊永宇山地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>6番足見地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>7番足見地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>8番足見地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>9番足見地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>10番足見地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。</p> <p>11番大佐小阪部地内、資材及び肥料の価格が上昇し購入が困難なためです。</p> <p>12番大佐小阪部地内、借受人を変更するためです。</p> <p>13番哲多町本郷地内、自ら耕作するためです。</p> <p>14番哲西町大竹地内、農地を売買するためです。</p> <p>15番哲西町矢田地内、体力的に農業を行うことが困難になったためです。</p> <p>16番哲西町大野部地内、贈与により農地を取得するためです。以上です。</p>

会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番より順次。
泉委員	推進委員3番泉です。確認日は3月8日に平委員としました。先程新規で説明した場所になります。高齢により耕作ができないために依頼主が耕作するものです。以上です。
妹尾(良)委員	推進委員6番妹尾です。先程の18条第1項のところで現地確認をしましたが、それに関連したものです。2番から5番が豊永宇山地区です。6番から10番が足見地区です。以上です。
後藤委員	推進委員7番後藤です。これも同じです。12号の40番と43番に関するものです。
逸見委員	推進委員9番逸見です。確認は3月10日にしました。場所は、●●●●の建物の裏側です。以上です。
妹尾(元)委員	推進委員10番妹尾です。確認日は3月7日です。場所は14番、182号線を●●方面へ進み●●と●●の境界の手前、踏切を渡り200m行ったところです。15番は、確認日は同じで、●●●から500m北へ進み●●●の前です。16番は、議案第9号の1番と同じです。以上です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
真治主任	令和7年度最適化活動の目標設定等について説明。
会 長	事務局から説明がありました令和7年度最適化活動の目標設定等、これを公表してもよろしいでしょうか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは、その他、事務局から何かありますか。
滝口局長	農地利用調査、利用意向調査に係る報酬についての説明。 3月分の活動日誌についての説明。 制度の改正についての説明。

福田主査	次回の総会ですが、4月17日(木)午後3時30分から南庁舎1階会議室1Cで開催します。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
全 員	「ありません。」
会 長	それでは、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 11 時 18 分)	

令和7年3月31日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____